

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第277号
令和8年4月3日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

育成就労の実施及び監理支援に係る業務からの暴力団排除の推進について（通達）
令和9年4月1日から外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（令和6年法律第60号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、育成就労を行わせる者及び監理支援を行う者からの暴力団排除を徹底するため、当庁においては、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）と協議の上、別添「育成就労の実施及び監理支援に係る業務からの暴力団排除に関する合意書」（令和8年4月1日付け警察庁丁組一発第267号、外技総発第6号。以下「合意書」という。）を締結したところであるが、法施行前においても、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第5条（法第8条第1項の認定等に関する準備行為）により、令和8年4月15日から監理支援機関の許可に係る照会手続等、令和8年9月1日から育成就労計画の認定に係る照会手続等を順次開始することとしたので各都道府県警察においては、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 法の概要

令和6年6月21日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材確保を目的とする育成就労制度が創設された。これに伴い、外国人の育成就労等の保護を図るため、育成就労実施者による育成就労計画の認定制度及び監理支援機関の許可制度等に関し、所要の措置が講じられたもの。

2 暴力団排除に関する規定

(1) 育成就労計画の認定に関するもの

次のいずれかに該当する者は、法の規定により、育成就労計画等の認定を受けることができない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第10条第10号）

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が2(1)ア又は2(1)ウのいずれかに該当するもの（法第10条第11号）

ウ 法人であって、その役員のうち、2 (1)ア又は2 (1)イのいずれかに該当する者があるもの (法第10条第12号)

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (法第10条第13号)

(2) 監理支援機関の許可に関するもの

次のいずれかに該当する者は、法の規定により許可を受けることができない。

ア 暴力団員等 (法第26条第5号イ)

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が、2 (2)ア又は2 (1)ウのいずれかに該当するもの (法第26条第5号イ)

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (法第26条第1号)

エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者 (法第26条第6号)

3 取消事由に関する規定

(1) 育成就労計画の認定に関するもの

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、上記2 (1)のいずれかに該当するときは、育成就労認定を取り消すことができる。(法第16条第3号)

(2) 監理支援機関の許可に関するもの

主務大臣は、監理支援機関が上記2 (2)のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。(法第37条第2号)

4 照会回答及び通報の要領

(1) 育成就労計画の認定に関するもの

機構地方事務所長 (支所長を含む。以下同じ。) は、育成就労を行わせようとする者から申請があった場合、同人が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長 (以下「暴力団対策主管課長等」という。) に対し、当該申請者の暴力団排除条項の該当性について文書 (合意書別記様式第1号) により照会を行うので、暴力団対策主管課長等は、速やかに文書 (合意書別記様式第2号) により回答すること。

また、暴力団対策主管課長等は、機構地方事務所長からの照会に依らず、育成就労を行わせようとする者又は行わせている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する機構地方事務所長に対し、速やかに文書 (合意書別記様式第5号) により通報すること。

なお、機構地方事務所の管轄区域は別紙のとおり。

(2) 監理支援機関の許可に関するもの

機構監理支援機関審査担当部長は、監理支援を行おうとする者から申請があった場合、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 (以下「組織犯罪対策第一課長」という。) に対し、当該申請者の暴力団排除条項の該当性について文書 (合意書別記様式第3号) により照会を行うため、速やかに文書 (合意書別記様式第4号) により回答することとなっている。

なお、組織犯罪対策第一課長は、機構監理支援機関審査担当部長からの照会に依ら

ず、監理支援を行おうとする者又は行っている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、速やかに機構監理支援機関審査担当部長に対し、文書（合意書別記様式第6号）による通報を行う必要があるため、各都道府県警察において排除対象該当性を確認した場合は、速やかに組織犯罪対策第一課長に報告すること。

5 運用上の留意事項

暴力団対策主管課長等は、機構が行う業務に対し、暴力団員等による不当介入事案が発生した場合は状況を鑑み、関係職員等に対する保護対策を実施すること。

別紙

外国人技能実習機構地方事務所(支所)管轄表

地方事務所(支所)	管 轄
札幌事務所	北海道
仙台事務所	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東京事務所	栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨
水戸支所	茨城
長野支所	新潟、長野
名古屋事務所	静岡、岐阜、愛知、三重
富山支所	富山、石川、福井
大阪事務所	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
広島事務所	鳥取、島根、岡山、広島、山口
高松事務所	徳島、香川
松山支所	愛媛、高知
福岡事務所	福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄
熊本支所	熊本、宮崎、鹿児島

育成就労の実施及び監理支援に係る業務からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第267号
外技総発第6号
令和8年4月1日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮

外国人技能実習機構総務部長

平 岡 宏 一

令和9年4月1日から外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（令和6年法律第60号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、育成就労を行わせる者及び監理支援を行う者（以下「育成就労関係者」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、警察庁及び都道府県警察（以下「警察」という。）と機構本部及び機構地方事務所（支所を含む。以下同じ。）において、下記のとおり、運用が図られることについて合意する。

なお、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第5条の規定により、機構は法施行日前においても、法第9条又は第9条の3並びに第10条及び第12条、及び法第23条第5項及び第6項並びに第24条から第26条までの規定の例により、育成就労計画の認定及び監理支援機関の許可その他これに必要な手続を行うことができるとされているため、当該法施行日前の監理支援機関の許可に係る照会手続等は本年4月15日から、育成就労計画の認定に係る照会手続等は本年9月1日から運用を行う。

記

1 合意書の趣旨

機構は、育成就労関係者から法第10条第10号、第11号、第12号及び第13号並びに法第26条第1号、第5号イ及び第6号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該育成就労関係者（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について意見を求めるものとする。また、警察は、機構からの意見聴取に対して、当該育成就労関係者の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 暴力団排除条項の範囲

暴力団排除条項に該当する者は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第10条第10号及び法第26条第5号イ）

- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)又は(3)のいずれかに該当するもの（法第10条第11号及び法第26条第5号イ）
- (3) 法人であつて、その役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの（法第10条第12号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第10条第13号及び法第26条第1号）
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（法第26条第6号）

3 照会手続及び回答の要領

(1) 育成就労を行わせる者について

ア 機構地方事務所長（支所長を含む。以下同じ。）は、育成就労を行わせようとする者から申請があつた場合、当該育成就労を行わせようとする者が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、当該申請者の暴力団排除条項該当性について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、(1)アによる照会を受けたときは、当該申請者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、当該機構地方事務所長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(2) 監理支援を行う者について

ア 機構監理支援機関審査担当部長は、監理支援を行おうとする者から申請があつた場合、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長に対し、当該申請者の暴力団排除条項該当性について文書（別記様式第3号）により照会するものとする。

イ 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長は、(2)アによる照会を受けたときは、当該申請者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、当該機構監理支援機関審査担当部長に対し、速やかに文書（別記様式第4号）により回答するものとする。

4 照会・回答・通報等に関する留意事項

- (1) 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長及び暴力団対策主管課長等（以下「警察担当課長等」という。）と機構監理支援機関審査担当部長及び機構地方事務所長（以下「機構担当部長等」という。）との間の書類及び電磁的記録媒体（USBメモリ等をいう。以下同じ。）の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、暴力団対策主管課長等の所在地と機構地方事務所長の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏えいの防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

- (2) 別記様式第1号から第6号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

なお、電磁的記録媒体を用いて照会を行う場合は、当該申請者等の氏名カナ（半角）、

氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号添付。拡張子. x l s x）により記録したものをを用いるものとする。

5 警察担当課長等による通報等

(1) 育成就労を行わせようとする者又は行わせている者について

ア 暴力団対策主管課長等による通報

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会以外で、育成就労を行わせようとする者又は行わせている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する機構地方事務所長に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報するものとする。

イ 機構地方事務所長の対応

暴力団対策主管課長等から通報を受けた機構地方事務所長は、当該育成就労を行わせようとする者又は行わせている者を排除するため必要な措置を行うものとする。

(2) 監理支援を行おうとする者又は行っている者について

ア 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長による通報

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長は、3(2)による照会以外で、監理支援を行おうとする者又は行っている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、機構監理支援機関審査担当部長に対し、速やかに文書（別記様式第6号）により通報するものとする。

イ 機構監理支援機関審査担当部長の対応

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長から、通報を受けた機構監理支援機関審査担当部長は、当該監理支援を行おうとする者又は行っている者を排除するため必要な措置を行うものとする。

6 連携の強化

警察担当課長等と機構担当部長等は、照会等の手続に関して相互に協力し、緊密な連携の下、育成就労関係者からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による機構の行う業務への不当介入事案があった場合等、必要に応じて、機構職員等関係者に対する保護対策を実施するものとする。

8 その他

警察担当課長等と機構担当部長等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等と機構地方事務所長は、決定した事項について、暴力団対策主管課長等は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長に、機構地方事務所長は機構監理支援機関審査担当部長に対してそれぞれ報告するものとする。

別記様式は省略